

1 学校生活最上位目標

- ・ **セルフディレクション** (何事も自分事として捉え、自分の頭で考え、自己決定して、責任ある行動を取る)
- ・ **リスペクト** (他者と協働的に取り組み、違いや存在を認め合う中で安全・安心な風土づくりに寄与する)

以上2つの目標の育成が、社会の中で自分らしく活躍し、社会に受け入れられる自己実現をしていくことにつながります。

2 最上位目標達成に向けた自己指導能力を高めるための行動規範

区分	行動規範内容
学業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業での取り組みや課題に最大限注力する。 ・ 提出物の期限を守る。
家庭生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3点固定 (就寝時間、起床時間、学習時間) し、健康管理に努める。
登下校・遅刻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時刻を厳守する (登校は 8:25 まで、8:30 の HR 開始までに入室)。 ・ 遅刻したら遅刻届・入室願を必ず提出。早退は保健室の許可が必要。
通学 (自転車通学は許可制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の命を守り、交通ルールを遵守する (ヘルメット着用を推奨)。 ・ 自転車は校内指定場所に施錠の上、駐輪する。 ・ 自動車・バイクの免許取得は禁止。
ロッカー使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず施錠して貴重品を管理する。 ・ 鍵紛失・破損は実費弁償。
頭髪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 染色・脱色・パーマ・エクステ・髪飾りは禁止。
服装・容儀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制服を正しく着用 (変形や着崩しをしない)。 ・ 防寒着は華美でなく大きなロゴのないものとする。 ・ 化粧・カラーコンタクト・装飾品・ピアスは禁止。
携帯電話・スマホ (警告切符あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込みは許可制で校内では電源を切りロッカーで保管する。 ・ 使用は放課後 SHR 終了後、校外に出してから。
タブレット端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業・学習活動・部活動連絡のみに使用 ・ 録音・撮影は許可制。充電は自宅で行う。

1 学校生活内での行動について、教員から指導・声かけがあればそれを受け入れてその場で直す。

2 その場で直せないものについては、「いつまでに改善するか」生徒の口から約束する (目安は1週間)。

3 指導を受け入れない場合は、以下の段階的指導基準に従い、本人との対話を重視しながら対応する。

3 段階的指導基準

指導段階	指導内容	
A	担任による指導 (口頭注意)	指導を受け入れない状態が続く場合は家庭反省指導を行うこともある。 家庭反省指導は保護者の協力を仰ぎ、家庭で対話する中で自己を見つめ、行動を改善することを目的とする。
B	生活指導学年担当による指導 (保護者連絡)	
C	生徒指導主事による指導 (保護者来校)	
D	教頭による指導 (保護者来校)	
E	校長による指導 (最終段階)	

4 特別指導（違反行為と指導内容） ⚠

特別指導は、以下の行為を対象とし、家庭や校内の別室にて保護者や教員と深く対話する中で本人の反省や成長を促し、安全・安心な学校環境をつくることを目的として行います。場合によっては警察等の関係機関と連携することもあります。

違反行為	特別指導の基準（原則）
法令法規に違反する行為	
喫煙	状況により、指導内容・期間を定める
飲酒	
無免許運転	
窃盗（万引き等）	
暴力行為	
恐喝・賭博	
その他、法令法規に違反する行為	
社会的に重大な法令違反等 （薬物乱用・闇バイト・暴走族加入等）	特別指導を超えて懲戒の対象とすることもある。
本校の規則等に違反する行為	
無断アルバイト	状況により、指導内容・期間を定める
定期考査での不正行為	
喫煙現場の同席	
無断免許取得 及び 運転	
怠学行為（授業放棄など）	
段階的指導基準 A~E を経ても改善が見られない場合	
その他、学校が教育上指導を必要とする と判断した行為（情報モラル違反やいじめ等）	

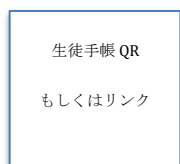
5 懲戒の基準・内容 ⚠

次の（１）～（３）に当てはまる場合は懲戒の対象とします。社会的に重大な事案を起こした場合等については別途協議します。懲戒による停学・退学については、広島市立高等学校学則に定められているとおりに行います。

- （１） 在学中に特別指導を２回受けた後に、新たに特別指導事案を起こした。
- （２） 特別指導を通じて、本人に改善が見られない、特別指導の参加状況がよくないため指導が終了しない。
- （３） 本人が特別指導を受けない、または保護者の協力を得ることができない等の困難な状況がある。

回数	懲戒の内容
懲戒 1 回目	停学 5 日（その後授業観察 5 日）
懲戒 2 回目	停学 10 日（その後授業観察 10 日）
懲戒 3 回目	退学

※停学の日数に週休日や祝日、長期休みは含まない。



より詳細な校則についてはここから確認してください。